

平成 18 年 5 月 23 日

各位

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 CEO 松本 大
(コード番号 8698 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 24 日開催予定の第 2 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)(以下「整備法」という)等が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、会社法および整備法に基づき、当社現行定款につき、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 会社法第 326 条第 2 項の規定にしたがい、当社に設置する機関を定めるため、第 17 条(取締役会の設置)、第 30 条(監査役及び監査役会の設置)、第 42 条(会計監査人の設置)の規定を新設するものであります。
 - ② 会社法第 214 条の規定にしたがい、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条(株券の発行)の規定を新設するものであります。
 - ③ 会社法施行規則第 94 条等に基づき、インターネットによる株主総会参考書類等の開示を可能とするため、第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定を新設するものであります。
 - ④ 会社法第 370 条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 25 条(取締役会の決議の省略)の規定を新設するものであります。
 - ⑤ 会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 41 条第 2 項の規定を新設するものであります。
 - ⑥ その他、会社法の規定により定款にて定める必要がなくなった規定の削除、定款上で引用する条文の会社法の相当条文への変更、旧商法上の用語の会社法で使用される用語への変更、条文の新設・削除に伴う従来の条数の変更、一部字句・表現の修正等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の公告方法を電子公告とするため、現行定款第 4 条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。

(3) 取締役の任期が一時期に集中することを避け、経営の安定性・継続性を確保するため、現行定款第17条第2項を削除するものであります。なお、本件は当社株式の大規模買付行為に対する対応としての側面も有しております。

(4) 当社設立に際しての株式の取扱等を定めた附則につき、その必要性がなくなったため、削除するものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月24日(土)

定款変更の効力発生日 平成18年6月24日(土)

以上

【お問合せ先】

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社

CEO室 コーポレート・コミュニケーションズ 担当 金井・上田 電話 03-6212-3750

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新設)</p> <p>第2章 株 式 (株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、 8,800,000株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> (新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、実質株主通知の受領、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u> (株式取扱規則) 第8条 当社の株券の種類並びに株式の<u>名義書換、株券の交付、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> 2 <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 8,800,000株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> (株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> (株主名簿管理人) 第8条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式、端株及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u> (株式取扱規則) 第9条 当社の株券の種類並びに<u>株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式、端株又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基 準 日)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会において権利を行使すべき株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とする。</u></p> <p>2 前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は<u>取締役会の決議により毎決算期の翌日から3ヶ月以内に</u>招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>第11条 (条文省略) (新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 <u>商法第343条第1項の規定(商法その他の法令の定めにより商法第343条が準用される場合を含む)</u>によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面等を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、<u>議長及び出席取締役がこれに署名、記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(基 準 日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は<u>毎年6月</u>に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>第12条 (現行どおり) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、他の議決権ある株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面等を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載又は記録する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選任する。</p> <p>2 取締役会は、取締役の中から、代表取締役会長及び代表取締役社長各1名その他の役付取締役を選任することができる。</p> <p>第19条～第21条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに署名、記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、取締役の中から、代表取締役会長及び代表取締役社長各1名その他の役付取締役を選定することができる。</p> <p>第22条～第24条 (現行どおり) (<u>取締役会の決議の省略</u>)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項</u>を記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに署名、記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第1項第5号の行為に関する</u>取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為による賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>第26条 (条文省略) (監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し</u>、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>互選</u>をもって常勤の監査役を定める。</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席監査役がこれに署名、記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第34条 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第35条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項</u>の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>第31条 (現行どおり) (監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の<u>決議</u>によって選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し</u>、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤</u>の監査役を選定する。</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令で定める事項</u>を記載又は記録し、出席監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等^等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(監査役補欠者)</p> <p><u>第37条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において監査役補欠者を選任することができる。</u></p> <p><u>2 監査役補欠者の選任決議の定足数は、第27条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項により選任された監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p><u>4 監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の設置)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第42条 当社は会計監査人を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の選任)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算 (事業年度及び決算期)</p> <p>第38条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当及び中間配当)</p> <p>第39条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p>2 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎年9月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>中間配当(商法第293条ノ5に定める金銭の分配をいう。以下同じ。)を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間等)</p> <p>第40条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 <u>未払の利益配当金及び中間配当金には、利息を付さないものとする。</u></p> <p>附 則 (株式移転により設立するに際して発行する株式)</p> <p>第1条 <u>商法第364条の株式移転による、当社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式2,336,701.46株、マネックス証券株式会社が付与した新株引受権のうち、平成16年4月21日から株式移転期日の前日までの間に新株引受権の行使により発行される同社株式数に1を乗じた数の普通株式及び日興ビーンズ証券株式会社が付与した新株引受権のうち、平成16年4月21日から株式移転期日の前日までの間に新株引受権の行使により発行される同社株式数に3.4を乗じた数の普通株式の合計とする。</u></p> <p>(最初の営業年度)</p> <p>第2条 <u>当社の最初の営業年度は、第37条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成17年3月31日までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第46条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(期末配当及び中間配当)</p> <p>第47条 <u>当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び毎年3月31日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、<u>金銭による剰余金の配当をする。</u></u></p> <p>2 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び毎年9月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、<u>会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間等)</p> <p>第48条 <u>金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払の配当金には、利息を付さないものとする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(最初の取締役及び監査役の任期)</u> <u>第3条 当社の最初の取締役及び監査</u> <u>役の任期は、第17条及び第28条の規定に</u> <u>かかわらず、就任後1年内の最終の決算</u> <u>期に関する定時株主総会終結の時まで</u> <u>とする。</u>	(削除)